

労働者確保に要する間接費の設計変更の運用マニュアル

1 はじめに

国では、東日本大震災を契機に被災が大きい地域の復興事業の本格化にあわせて、地域外からの労働者確保に要する間接費の実績変更については、「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について」(平成25年2月6日付国技建第7号)に基づき実施し、その後実態との乖離が見込まれる場合に適切に変更を行うために試行の幅を広げている。

本県でも地域外からの労働者確保に要する間接費の実績変更の試行導入について検討を重ねてきたところであるが、2つの半島と離島地域、奄美地域を抱える本県では地域の抱える課題も様々であり、県全域での統一的な試行導入にはまだまだ課題も多いところである。

しかし、本年6月に十島村中之島での豪雨による災害で被災した土木施設の復旧を円滑に進めるためには、宿泊費や労働者の赴任手当など地域外からの労働者確保が必要な場合に必要となる費用について設計変更により対応可能とすることが必要不可欠であることから、本運用を作成するものである。

2 対象地域

制度の対象とする地域は、別途通知による。

3 対象工事

土木工事標準積算基準書により積算を行っている工事のうち、別途通知による。

4 設計変更の対象費

「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という)について、設計変更の対象とする。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

構成費目		率分に含まれる主な項目
営繕費	借上費	・ 現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げた場合に要した費用
	宿泊費	・ 労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎費	・ 労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)
現場管理費 (労務管理費)	募集・解散費	・ 労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当
	賃金以外の食事通勤等に要する費用	・ 労働者の早出、残業時の食事費(事業主負担分)、食事補助費 ・ 交通費の支給

5 予定価格の作成に用いる設計金額の補正

予定価格の作成に用いる実施設計金額算出は土木工事標準積算基準書による。この際、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について（平成24年2月29日付国技建第6号及び国港技第134号）」による以下に示す補正係数を共通仮設費率（率分）及び現場管理費率に乘じるものとする。

- (1) 土木工事標準積算基準書（共通編）による場合
共通仮設費率（率分）に乘じる補正係数 1.056
現場管理費率に乘じる補正係数 1.005
- (2) 土木工事標準積算基準書（港湾・漁港編）による場合
共通仮設費率（率分）に乘じる補正係数 1.035
現場管理費率に乘じる補正係数 1.004

6 実績変更対象費の割合

工事費構成書に示す各費目に対する実績変更対象費の割合は【別添1】のとおりとする。

7 対象工事の流れ

間接工事費実績変更対象工事にかかるの受発注者の作業は、以下の(1)～(5)及び、【別添2】「間接工事費実績変更対象工事での受発注者の作業フロー」によることとする。

- (1) 受注者は、受注金額にかかわらず請負代金内訳書を発注者（1億円未満の工事では監督職員）に提出する。
- (2) 発注者は、受注者から請負代金内訳書の提出があった後、工事費構成書にて「6 実績変更対象費の割合」に示す各費目に対する実績変更対象費の割合を提示する。
- (3) 受注者は、当初契約締結後に、(2)により発注者が提示した実績変更対象費の割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出する。
- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）の写しを監督職員に提出し、設計変更の内容について受発注者で協議する。

なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

- (5) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の小計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の小計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

8 特記仕様書への記載

本制度の対象工事には、下記を参考に特記仕様書に試行工事である旨を明示する。

第〇条 地域外からの労働者確保に要する間接費の実績変更の試行

- 1 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあた

って不足する技能者を広域的に確保せざるを得ないことが予想されることから、契約締結後、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

試行にあたっては、「労働者確保に要する間接費の設計変更運用マニュアル」によること。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。)

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事に要する費用

本工事では、予定価格作成に用いる設計金額の共通仮設費率(率分)及び現場管理費率に以下の補正係数を乗じて算出している。

共通仮設費率(率分)に乗じる補正係数 1.0△△

現場管理費率に乗じる補正係数 1.00△

- 2 受注者は、受注金額にかかわらず請負代金内訳書を発注者(1億円未満の工事では監督職員)に提出する。
- 3 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。
- 4 受注者は、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 5 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 6 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 7 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- 8 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- 9 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

■ 共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合

1. 土木工事標準歩掛（共通編）

設計変更の対象項目	工 種																					
	河川 工事	河川・道 路構 造物 工事	海岸 工事	道路改 良 工事	鋼橋架 設 工事	PC橋 工事	舗装 工事	砂防・ 地すべ り等 工事	公園 工事	電線 共同溝 工事	情報 ボックス 工事	橋梁保 全 工事	道路維 持 工事	河川維 持 工事	共同溝等工事		トンネル 工事	下水道工事			コンク リ ー ト ダ ム 工 事	フィル ダ ム 工 事
															(1)	(2)		(1)	(2)	(2)		
共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (借上費, 宿泊費, 労働者送迎費)	9.19%	17.81%	13.61%	12.82%	28.64%	18.84%	11.25%	11.84%	10.64%	11.76%	16.60%	22.04%	14.93%	10.64%	19.98%	15.66%	15.69%	15.80%	9.45%	6.70%	10.91%	7.27%
現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (募集・解散費用, 賃金以外の食事・通勤に要する費用)	1.31%	2.26%	1.79%	1.61%	3.25%	2.11%	1.33%	1.45%	1.15%	1.41%	2.21%	1.86%	1.18%	1.12%	1.15%	1.85%	2.07%	1.63%	1.28%	1.34%	3.16%	1.01%

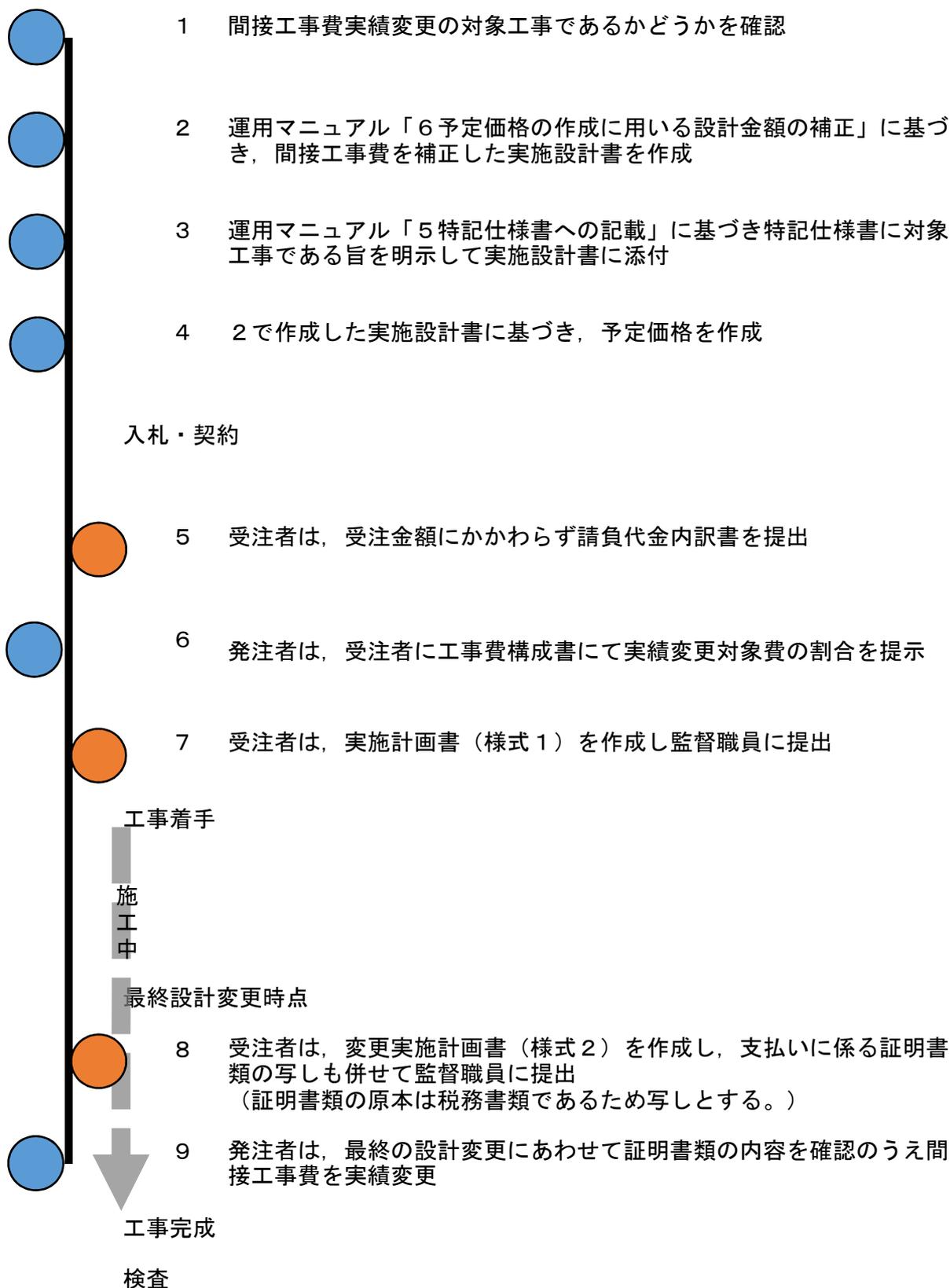
2. 土木工事標準歩掛（港湾・漁港編）

設計変更の対象項目	港湾工事		海岸 工事
	浚渫 工事	構造物 工事	
共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (借上費, 宿泊費, 労働者送迎費)	12.91%	15.24%	13.61%
現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (募集・解散費用, 賃金以外の食事・通勤に要する費用)	2.38%	2.08%	1.79%

※港湾工事には、漁港工事を含む。

間接工事費実績変更対象工事での受発注者の作業フロー

発注者 受注者



実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所, 試験室, 労働者宿舎, 倉庫, 材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル, マンション, 民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が, 旅館, ホテル等に宿泊した場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金, 車両損料, 燃料費等含む)	
	小 計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当, 労働者の帰省旅費, 労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事, 通勤等に要する費用	労働者の食事補助, 交通費の支給	
	小 計			
合 計				

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	当初 計上額	変更 計上額	差額
共通 仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小 計					
現場 管理費	労務 管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						

工事費構成表

工 種 等	金 額 (円)	構成比 (%)	備 考
本工事費			X1000
		100	Y4H000000
			Y4H010000
	提示する工事費構成表の作成方法	9	Y4H060000
	① 土木積算システムで当該設計書のデータを「修正」で読み込み	2	Y4H0B0000
	② 設計書印刷指示で「詳細指定1」のタブを選択 設計書添付資料の「93 工事費構成表」を選択して印刷	2	Y4H150000
	③ PDFで印刷された「93 工事費構成表」をDocuWorksに変換（印刷）	86	Y4H1W0000
	④ 【別添1】を参考に該当する工種の各費目に対する 実績変更対象費の割合を小数点以下2位まで%表示	1	Y4H3I0000
直接工事費		100	
共通仮設費計			共通仮設費に占める実績実績変更対象費 の割合 〇〇.〇〇%
純工事費			
現場管理費計			現場管理費に占める実績実績変更対象費 の割合 〇〇.〇〇%
工事原価			
一般管理費計			
工事価格			

-6-